

経済協力開発機構（OECD）「特別なニーズに応じた教育—教育の均等さについての統計と指標—」に参加して

OECDは、加盟国における障害のある子供及びに不利な立場にある子供の教育政策を比較することとして、平成7（1995）年から特別なニーズに応じた教育について包括的なデータ収集を進めてきています。加盟国においては、特殊教育の対象となる子供について、「特別な教育的ニーズ」という用語を使用する国が増え、加盟国間で教育政策の検討をする際に、共通の用語がなく、国際比較を行う際のカテゴリーに混乱が生じ、大きな課題となっていました。

この会議は、包括的なデータ収集を行うための共通のカテゴリーを検討し、データを集めることを目的として開催されています。

会議は、平成16（2004）年4月22日、23日の2日にわたって、OECD本部（パリ）において開催され、OECD日本政府代表部からは、望月禎氏が、また研究所からは企画部の徳永豊、新井千賀子が参加しました。今回は19カ国が参加、初めての参加は、アイルランド、日本、ノルウェーでした。

共通に使用する3カテゴリーが示され、Aカテゴリー（障害）、Bカテゴリー（学習困難）、Cカテゴリー（社会的不利）であり、このカテゴリーで各国の状況を整理することが可能か否かについて議論されました。軽度な知的障害や情緒障害、また病気で入院中の子供については、AかBかの議論がありました。さらに、学校や地方自治体レベルにおいて、このカテゴリーに基づいて実施された調査事例に関しての情報交換を行いました。今後も継続的に検討される予定です。



経済協力開発機構（OECD）会議

報 告

REPORT

中央教育審議会の審議の状況について

平成16年2月24日、中央教育審議会初等中等教育分科会に、特別支援教育特別委員会が設置され、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに適切に対応していく学校教育制度の在り方について審議が行われています。審議内容の第一点は『盲・聾・養護学校制度の見直し』です。現在の障害種別で設置されている盲・聾・養護学校の制度について、重度重複化等に対応した制度に見直すことや、小・中学校等を支援する「センター的機能」の検討です。第二点は、『小・中学校における特別支援教育の推進体制の整備』です。現在の「特殊学級の在り方」や通級による指導及び小・中学校の通常学級で学習しているLD、ADHD等の児童生徒に対する支援の仕組みについてです。教員の免許に関しては、教員養成部会特殊教育免許の総合化に関するワーキンググループで審議が行われており、連携を図ることとしています。

審議では、障害児教育関係者の方々からヒヤリングが行われるとともに、国立特殊教育総合研究所の多くの研究成果が審議の参考資料として採り上げられています。当研究所からの主な審議資料として、①特別支援教育コーディネーター指導者養成研修の取り組みについて、②盲・聾・養護学校のセンター的機能に関する取組、③知的障害特殊学級の交流実践、④特殊学級担当教員が「通級による指導」を実施する事例などの資料です。当研究所の研究等結果が、国の施策立案の裏付けに寄与する状況が顕著になってきています。この中央教育審議会特別委員会は、今後中間答申を経て、年内にも最終答申がまとめられる予定となっています。